

國學院大學學術情報リポジトリ

平安京東西市の空間構造(上)：図面史料の再検討

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 太一, Nakamura, Taichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000436

平安京東西市の空間構造（上）

— 図面史料の再検討 —

中村 太一

はじめに

日本古代の宮都には、諸官司や京内で生活を営む人々のための財貨調達の場として、官司の管掌下におかれた市が存在した。こうした官営市については、『帝王編年記』文武天皇大宝三年条に「始めて東西市を立つ」とあり、大宝令の施行に伴って藤原京で初めて東西市が設置されたこと、あるいは養老令が平城京東西市を、延喜式が平安京東西市を前提に立法されていることなどから、左京に東市、右京に西市が「人工的に」配置されたと説明されることが多い。

しかし藤原京の場合は、都城造営に伴って中津道と横大路の交差点付近に新設された「中市」（『日本書紀』持統三年十一月丙戌条）¹ 東市とともに、藤原京以前から存在した「軽市」（『日本書紀』天武十年十月是月条）が西市に指定されたものと考えられる。このように宮都の官営市には、(1)既設の市を市司の管理下に置いた在来型と、(2)都城の建設に伴って人工的に設置された条坊内新設型という二大潮流があり、藤原京では両者がともに存在し、平城京の段階で初めて人為的な東西市が京の南部に並び立つ形で設置されている。とはいえ奈良期においては、その平城京東西市以上に影響力を持った難波市や、恭仁京・由義宮に置かれた官営市は在来型の市を活用したものであった。そして

官営市は、長岡京の段階で条坊内新設型の東西市に収斂され、それが平安京に継承されることになる。

官営市の歴史を概観すると以上のようになるが、こうした経過を、古い在来型の市が新しいタイプの人工設置型の市に置き換えられていくといった単純な見方に還元することはできない。なぜなら条坊内新設型の市は、律令国家とともに登場した全く新しいタイプの市というわけでは必ずしもなく、伝統的な市の構造を基盤としつつ、新しい要素を加えて成立した市とみるべきだからである。そこで本研究では、古代官営市の最終形になる平安京東西市の空間構造とその要素について検討を行うことでそれを検証するとともに、史料が比較的豊富な東市の復原を試みてみたい。

さて、平安京東西市の具体的な検討を始める前提として、使用する各種図面の史料批判を行う必要がある。図面類を史料として扱うにあたっては、文字史料と同様に史料批判が必要になることは言を俟たない。少なくとも、諸本を比較した校訂作業や、使用する図面史料と研究テーマの適合性に関する検証は必要であろう。ところが、平安京東西市の復原に用いられてきた各種図面史料に関しては、そうした検討があまり行われていない。しかも多種多様な図面史料があり、一見すると豊富な情報を利用して研究ができるようにみえてしまう。そしてその結果、様々な由来や性格を有する諸史料を等価値に扱うなどして、かえって混乱をきたしているように見受けられる。そこで本稿では、平安京東西市の空間構造を記した図面史料類について、その性格を見極める作業を行うことにしたい。

一 九条家本『延喜式』付図「左京図・右京図」

平安京東西市の構造を記した図面類には、大別して次のものがある。

①九条家本『延喜式』付図「左京図・右京図」

3 平安京東西市の空間構造 (上)

② 『神泉苑所伝図』 収載「左京図・右京図」
 ③ 『拾芥抄』 本文および付図「東京図・西京図」
 ④ 『大内裏図考證』 掲載の各種「市町図」
 ⑤ 「東西市酈舎図」
 ⑥ 「東市町正心五年前図」
 ⑦ 「花洛往古図」

以上の図面史料のうち最も古いものは、十四世紀頃の書写とされる①九条家本『延喜式』付図「左京図・右京図」(以下、九条家本「左右京図」、もしくは九条家本「左京図」「右京図」と称する)〔図1-1〕と考えられる。これを収録する九条家本『延喜式』巻四二は、左右京職式京程条に左京図・宮城図・内裏図・八省院図・豊樂院図・右京図を加えた内容となっており、左右京式と東西市式からなる本来の『延喜式』巻四二とは異なった構成になっている。そして、この九条家本『延喜式』巻四二の書写年代は、田中稔によって「書風・紙質から考えるとほぼ一三〇〇年代頃」と推定され、これが広く支持されている。⁽³⁾

また田中は、九条家本「左京図」に記入された邸宅を検討した結果、その祖本は保延七年(一一四一)〜天養元年(一一四

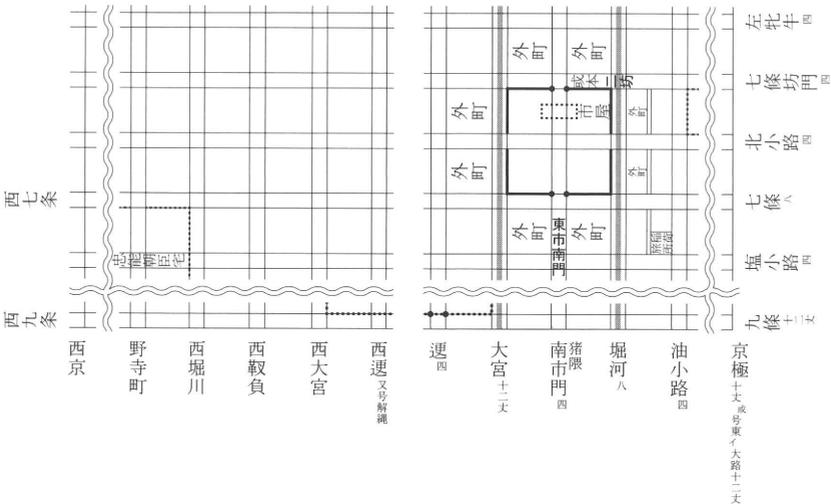


図 1-1 九条家本『延喜式』付図「左右京図」の東西市記載 (点線と太字は朱書)

四)の頃に成立し、その後、平安末期頃に成立した別の左京図と校合され、さらに若干の加筆が行われるなどして現在の形になったものとみる。こうした祖本の成立年代については、金田章裕も確認している。⁽⁴⁾つまり九条家本「左京図」の書写年代は十四世紀になるが、その内容は院政期の状況をベースにしたものと考えられるのである。そして田中は、宮城図以下の諸図の成立についても、「大きく降るものとは考えられない」とした。

一方、鎌倉末期頃に「延喜式左京図」・「延喜宮城指図」と称されるものがあつたことを示す史料があり、⁽⁵⁾鹿内浩胤は、院政期にこうした付図が作成されて以後、付図を含む『延喜式』の写本がみられるようになり、本来は付図がなかつた九条家本にも、十四世紀に書写した付図が加えられたという経緯を想定している。⁽⁶⁾

二 「神泉苑所伝左京図・右京図」

前項でみた九条家本「左右京図」に極めて近い記載内容を持つ図が、②『神泉苑所伝図』に収録する「左京図・右京図」(以下、「神泉苑所伝左右京図」「神泉苑所伝左京図」「神泉苑所伝右京図」、もしくは「神泉苑所伝両京図」と称する)(図1-2・3)である。従来あまり取り上げられてこなかつたこの図に筆者が着目したのは、『大内裏図考証』に収録された「神泉苑所伝図東京市町図」(後掲図1-9のG)が、九条家本「左京図」における東市の描写とほぼ同じだったからである。この点から、九条家本「左右京図」の対校に用いることができる平安京図を得られるかもしれないと考え探してみたところ、(1)角書きに「神泉苑所伝」とある『都城及宮城大内図』九冊(宮内庁書陵部蔵)に収録されている「神泉苑所伝両京図」、(2)『神泉苑所伝大内図』(もしくは『神泉苑所伝大内裡図』、大東急記念文庫蔵)に収録されている「左右京図」、(3)「神泉苑所伝左右京図」の翻刻図(『平安通志』卷之八所収)、の三点が現存するこ

5 平安京東西市の空間構造（上）

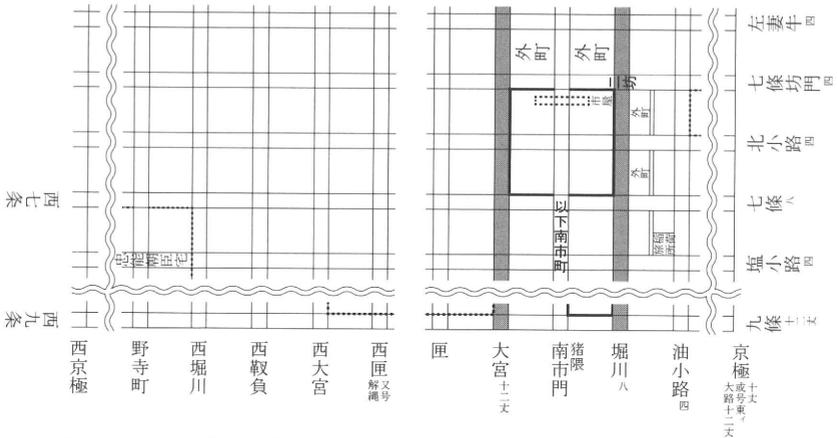


図 1-2 橋本本「神泉苑所伝両京図」の東西市記載（点線と太字は朱書）

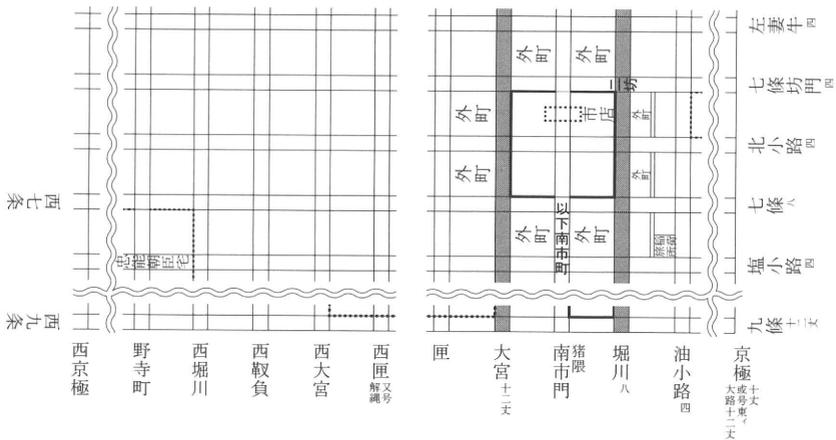


図 1-3 大東急記念文庫本「神泉苑所伝左右京図」の東西市記載（点線と太字は朱書）

とが判明した。

このうち『神泉苑所伝』都城及宮城大内図』は羽林家・橋本家旧蔵のもので、第一冊・内裏図、第二冊・中和院等図、第三冊・八省院図、第四冊・豊樂殿図、第五冊・宮城図、第六冊・左京図、第七冊・右京図、第八冊（主な内容は『延喜式』卷四二・左右京職式京程条）という八冊と、『神泉苑所伝』図考証〈付御殿中之図〉一冊（内容は御殿中之図）から構成されている。

ただし、この書物には問題点も多い。まず、第一〜八冊の表紙題目には「宮城」の二文字がなく、「神泉苑所伝』都城及大内図」と題されている。また第八冊は、一頁目に「神泉苑所伝図考証 完」、三頁目の冒頭に「神泉苑所伝都城及宮城大内図」と記され、これに続けて『延喜式』卷四二・左右京職式京程条の式文と若干の注記が記載されるといふ不可思議な構成になっている。さらに九冊目は、角書きと付けたり部分を除くと『図考証』という意味不明の題目になるうえ、その内容は付録であるはずの「御殿中之図」のみで構成されていて、題目と内容の関係にも矛盾をきたしてしまっている。

以上の問題点を総合的に理解するならば、この書物は本来『神泉苑所伝図考証』という書名を持ち、左右京職式京程条と「内裏図」「中和院等図」「八省院図」「豊樂殿図」「宮城図」「左京図」「右京図」という本編に、付録の「御殿中之図」を加えた内容のものであったという推測が成り立つであろう（なお、後述する大東急記念文庫本は、図の配置順こそ異なるものの、橋本本本編の構成内容と完全に一致する）。そして、現在の理解しがたい分冊構成は後世の装丁によって生じたものであり、各表紙の題目もその際に付けられた名称と思われる。

一方、第五冊の図のタイトル「宮城図」には「神泉苑所伝」との割註が付されており、第七冊の奥書には「右神泉苑所伝両京図以藤以文本書写訖。于時寛政九丁巳中秋（一七九七）藤総尹」と記される。したがって、少なくとも「宮城図」

「左京図」「右京図」の三点については、「神泉苑所伝」という由緒を持つ図を書写したことは間違いない。

また、この奥書にみえる藤総尹（藤井総尹・有職家）が『神泉苑所伝図考証』の著者と考えられるが、寛政九年は裏松光世が『大内裏図考証』の清書本を朝廷に献上した年なので、この橋本本「神泉苑所伝西京図」が『大内裏図考証』「神泉苑所伝図東京市町図」の書写元になったとは考えがたい。そこで奥書の「藤以文本」が注目されるが、藤以文とは国学者山田以文（もろふみ）のことで、考証学者藤貞幹（藤原貞幹）の門人にあたる。そして、師の貞幹は『大内裏図考証』の執筆に協力した人物としてよく知られており、彼こそが『大内裏図考証』「神泉苑所伝図東京市町図」の元図の出所であったという可能性がすこぶる高い。

その「藤貞幹の蔵書は一括して竹苞楼に残され」、竹苞楼（佐々木竹苞書楼）には貞幹自筆の『秘蔵書目』や、佐々木春行が貞幹死後に譲り受けた遺品の目録である『無仏齋遺伝書領目六』が伝えられ、吉沢義則が翻刻して紹介している。その『秘蔵書目』の「画図」の項に「神泉苑師伝大内裏図（ママ）（一卷）（以下、「神泉苑所伝大内裏図」と称する）」が、『無仏齋遺伝書領目六』に「神泉苑所伝大内図（先生真筆 一冊）」が記されている。そうした貞幹旧蔵の大内裏図が大東急記念文庫に現存しており、『大東急記念文庫書目』には「藤原貞幹雑纂」の項に「一（神泉苑所伝大内図）写（同）一枚」（同は「自筆」の意）と記載される。また吉沢論文の遺品現存目録には、「久原文庫蔵」のなかに「神泉苑所伝大内図（一綴）」とあるので、これは旧久原文庫経由で大東急記念文庫に収蔵されたことがわかる。

この大東急記念文庫所蔵本『神泉苑所伝大内図』が、(A)「神泉苑所伝大内裏図（一卷）」（『秘蔵書目』）と(B)「神泉苑所伝大内図（先生真筆 一冊）」（『無仏齋遺伝書領目六』）のいずれにあたるのが問題となるが、現存本には識語や奥書が見当たらず、題目も包紙等が「神泉苑所伝大内裡図」、表紙が「神泉苑所伝大内図」となっていて一定しない。しかし、『大東急記念文庫書目』が自筆とすることや、現存本が左右京職式京程条と左京図・宮城図・内裏図・中

和院等図・八省院図・豊楽殿図・右京図（ただし内裏図・中和院等図・右京図には図名記載がなく、内容および橋本本との比較から仮称）が和綴じ製本されており、これが「一冊」や「一綴」とされた形態に該当することから、(B)「神泉苑所伝大内図（先生真筆 一冊）」にあたる写本であると考えられる。そしておそらくは、貞幹が入手、所蔵した卷子本の(A)「神泉苑師伝大内裏図（一卷）」（＝藤貞幹旧蔵卷子本）を、自ら書写したものが冊子本の(B)「神泉苑所伝大内図（先生真筆 一冊）」（＝大東急記念文庫本）になるのではなからうか。

以上の点から、『大内裏図考証』「神泉苑所伝図東京市町図」や藤以文本「神泉苑所伝両京図」の祖本になったのは、藤貞幹が所有した『神泉苑所伝大内（裏）図』中の「左右京図」であった可能性が高いと推測される。ただし、これらの図の書写元が(A)・(B)いずれの写本であったのかという点については、現状では判断がつかない。そして、藤以文本を寛政九年に書写し、橋本家を經由して図書寮文庫に収められたものが、『神泉苑所伝』都城及宮城大内図』所収の「神泉苑所伝両京図」という関係になる。

一方、『平安通志』所収の「神泉苑所伝左京図」は、細々した相違ではあるが、橋本本や大東急記念文庫本とは多くの個所で記載が異なっている。ただし『平安通志』の翻刻図は図中に番号を付し、その番号と記載内容を図下に一覧掲載するという方法を取っているため、そうした記事の相違が写本系統の違いに起因するものか、それとも翻刻時の編集方針や転記ミスによるものか判然としない。とはいえ本文を読む限り『平安通志』の著者は、翻刻に用いた「神泉苑所伝左右京図」と藤貞幹旧蔵の「神泉苑所伝図」とは別の本であると考えていたらしい。ただ、そう認識した根拠は示されておらず、また現状ではほかに「神泉苑所伝左右京図」の存在や記録を確認できないので、『平安通志』翻刻図の書写元になったのが藤貞幹旧蔵の「神泉苑所伝左右京図」やその写本であったという可能性も考慮しておく必要がある。

現存したり記録にみえる各種の「神泉苑所伝左右京図」、および『大内裏図考証』「神泉苑所伝図東京市町図」の關係については、以上のように藤貞幹旧藏卷子本「神泉苑所伝左右京図」に遡る書写關係が想定される。しかし、これら一連の図の源流になった藤貞幹旧藏卷子本が、本当に神泉苑所伝のもの（もしくは神泉苑所伝の図を書写したもの）であったのかという点については、一抹の不安を覚えざるを得ない。なぜなら藤貞幹は、著作中に偽証（実際には存在しない文章）を引用したり、偽書そのもの（『南朝公卿補任』を偽造したりした人物としても知られているからである。⁹）そこで次に、橋本本「神泉苑所伝両京図」を具体例として、その描画や記述の内容を検証したい。

まず図そのものについてであるが、後述する『拾芥抄』系の京図が正方形の町を集積した実際の平安京に近い描画方法を取っているのに対し、「神泉苑所伝両京図」は東西南北の条坊街路を二重線で描き、全体が不均等な方眼紙のように表現されているという点で、九条家本「左右京図」と全く同じ描画形式になっている。また、現存する『拾芥抄』系の図は水路を全く描かないが、九条家本「左京図」と「神泉苑所伝左京図」は堀川等の水路を描いており、その経路も完全に一致している。ただし、九条家本「左京図」は街路の中央に細く着色しているだけであるが、橋本本や大東急記念文庫本の「神泉苑所伝左京図」は街路全体を薄墨で着色するという点で水路描画の相違がみられる。

さらに注目されるのは、「右京図」の全体的な様相である。『拾芥抄』系の右京図には、多くの町に邸宅名等の記入や朱線による囲郭がある。これに対して、九条家本「右京図」と「神泉苑所伝右京図」の七条大路以北の部分には邸宅名の記入が全くない。そのなかで唯一、右京一条一坊の三町と四町には朱線による囲郭が施されているが、この点も九条家本「右京図」と「神泉苑所伝右京図」は完全に一致する。そして両者は、七条大路以南の朱郭や文字も一致している。つまり、九条家本「右京図」と「神泉苑所伝右京図」の描画・記述は完全に一致するわけである。

また、「神泉苑所伝左右京図」を収載する橋本本・大東急記念文庫本『神泉苑所伝図』が、左右京職式京程条の式文

を収録することも注目に値する。このように左右京図等の図面類と左右京職式京程条からなるという内容は、九条家本『延喜式』巻四二と共通する構成だからである。加えて『神泉苑所伝図』に収録されている京程条は、九条家本のみに見える按文等が記されていたり、国史大系が「此、九本作之」、「各、抛九本補」、「宮、九本此下有城字」、「障、九本作渥」と頭注を入れた用字が、ことごとく九条家本の側に合致したりしている（ただし、誤字・脱字も認められるので、三者の文章が完全に一致するわけではない）。このように、『延喜式』の他の写本とは異なり、文章や用字が大正末年に「発見」された九条家本にほぼ一致するというのは、『神泉苑所伝図』の式文が九条家本『延喜式』巻四二を祖本としていることを意味しよう。とすれば、「神泉苑所伝左右京図」も、九条家本『延喜式』巻四二の付図「左右京図」を祖本としたものである可能性が非常に高いということになる。

以上の諸点から筆者は、「神泉苑所伝左右京図」は九条家本「左右京図」の末流に連なる写本であると考え（図1—4）。また、この系統の平安京図は九条家本以外に知られていなかったため、橋本本「神泉苑所伝両京図」、大東急記念文庫本「神泉苑所伝左右京図」、「平安通志」所収「神泉苑所伝左右京翻刻図」は、二、三例目になる貴重な本ということになる。ただし、これらの本に記された「神泉苑所伝」という由緒に関しては、藤貞幹以前に遡る根拠が見つかからない限り、判断を保留せざるを得ない。なお、橋本本や大東急記念文庫本の「神泉苑所伝左右京図」を用いて、九条家本「左右京図」の校訂を行ってみたが、「神泉苑所伝左右京図」の記載を採用すべき事項は今のところ見つかっていない。九条家本の書写年代の方が圧倒的に古いこともあり、相違点は九条家本に従っておくべきであろう。

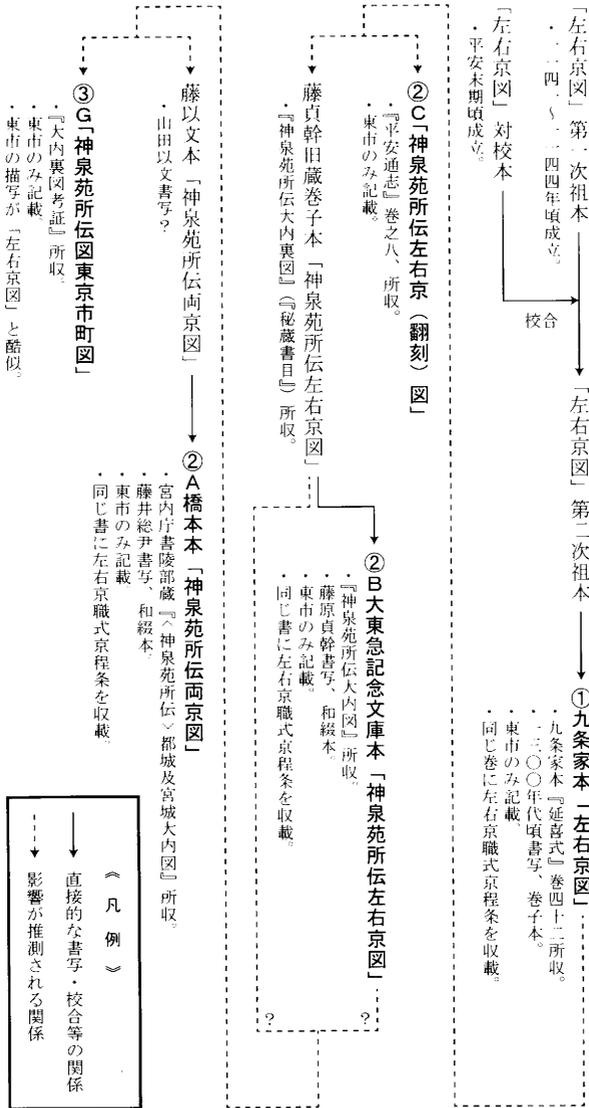


図 1-4 平安京東西市に関する図面史料の相互関係①

三 『拾芥抄』と『大内裏図考證』

現存する『拾芥抄』の成立年代には諸説があつて確定をみないが、撰者については洞院公賢（一二九一〜一三三六〇）とする説が有力のようである。¹¹⁾ その『拾芥抄』は様々な事象・事物を類聚した類書であり、また多くの写本や版本があつて、全体像を詳述することは筆者の手に余る。加えて、『大内裏図考證』に収載された各種「市町図」を含めると、『拾芥抄』に由来する平安京東西市関係の史料は極めてバラエティに富んでおり〔図1—5—10〕、さらに困難が増す事態となる。そこで本稿では、『拾芥抄』と『大内裏図考證』にみえる東西市関係の文章や図面を対象を絞つて、主にその信頼性の問題を論じることにした。

最初に、『拾芥抄』には平安京東西市関係地区に関する最古の説明文が記されているので、その内容を検討する。

〔史料1—1〕 尊経閣文庫所蔵本『拾芥抄』宮城部第十九・諸寺厨町（抄出）

此四至十六町載弘仁格

東寺四町 唐橋南 九条北
大宮西 壬生東

東市屋 七条坊門南
猪熊東

市領十一町

内町三町 七条坊門南七条北大宮東猪熊西巴上二丁
北小路南猪熊東一町也 外町八丁 左牡南堀
川西大宮東七条坊門二丁 七条南堀小路北 二丁 七条南堀小路北
油小路西 堀川西 堀川西 堀川西 二丁 堀川西大宮東

七条坊門南七条北 二丁
大宮西 堀東 二丁

この東市に関する『拾芥抄』の文章は、平安京東西市の構造を考える際によく使われるものであるが、実は多くの問題を内包している。その第一は、「東市屋」と「市領」が別の項目として立てられていることである。無論、「東市屋」と「市領」が連続した項目として取り上げられていることや、それぞれの該当地区を図に落としてみると一連の

13 平安京東西市の空間構造（上）

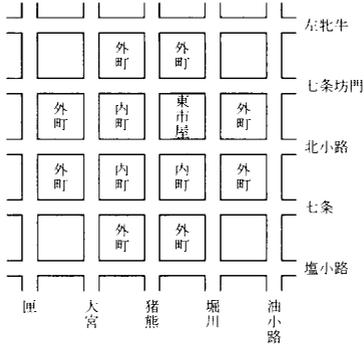


図 1-5 尊経閣文庫本『拾芥抄』
本文の東市記載

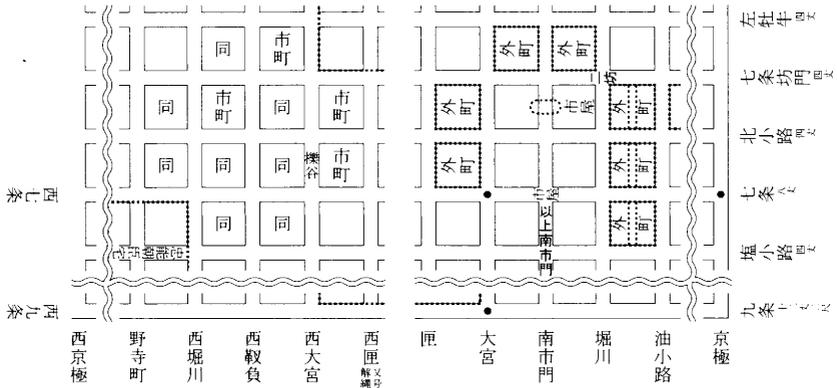


図 1-6 尊経閣文庫本『拾芥抄』付図「東西京図」の東西市記載
(点線・太字・丸点は朱書)

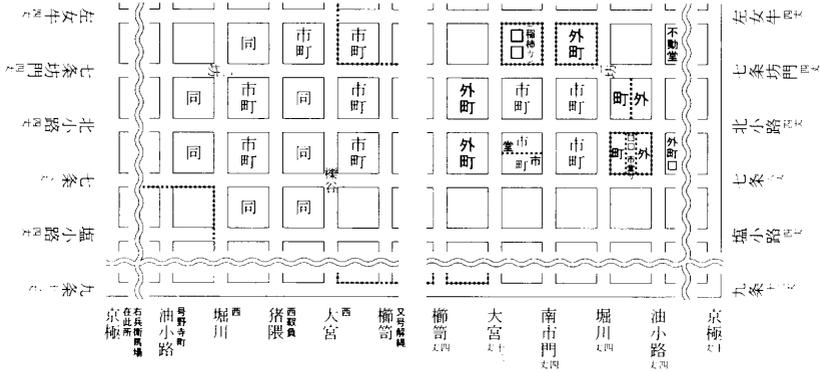


図 1-7 『都城院宮之図』所収「校本拾芥抄左右京図」の東西市記載（点線・太字は朱書）

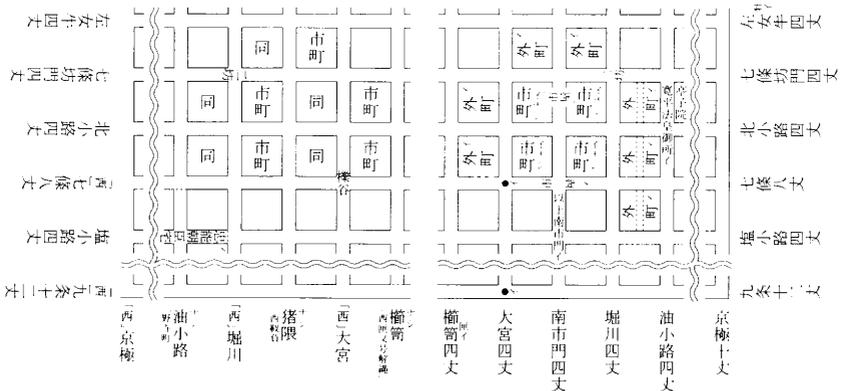


図 1-8 故実叢書所収『拾芥抄』付図「東西京図」の東西市記載

15 平安京東西市の空間構造（上）

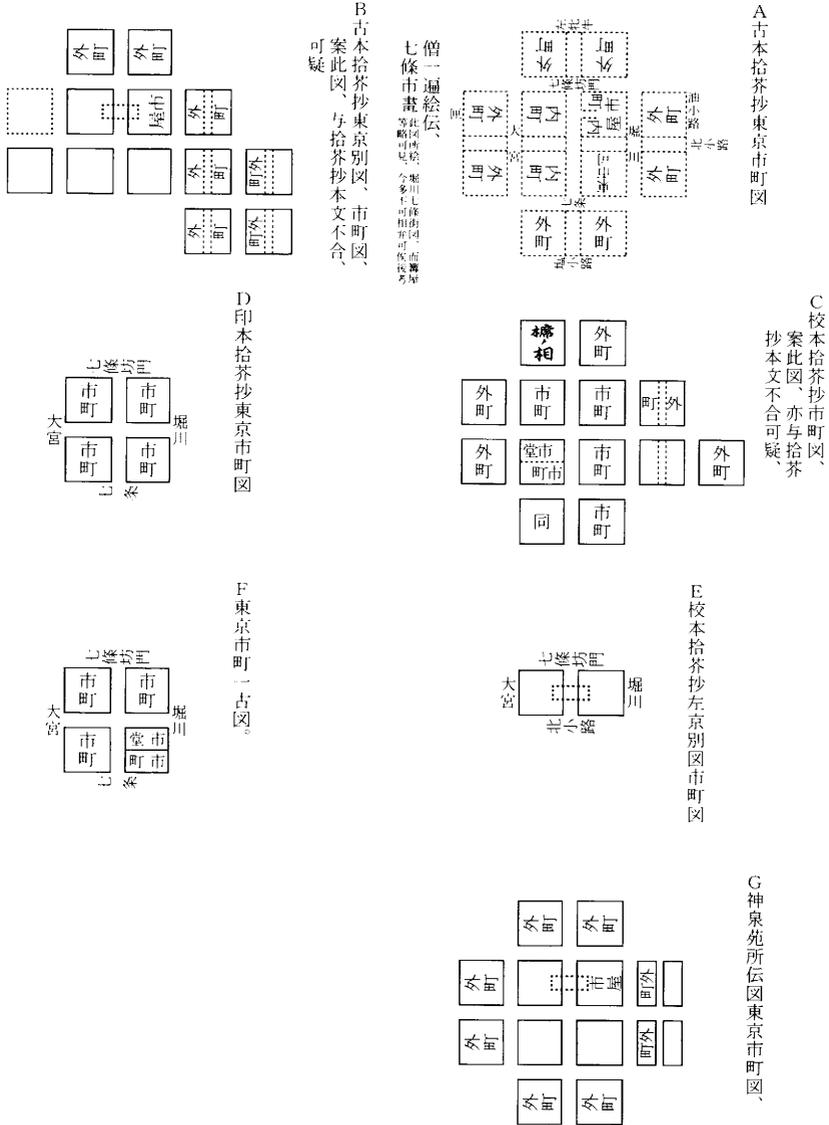
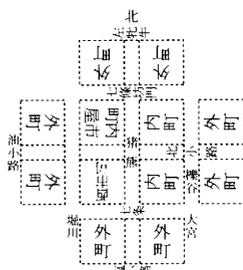
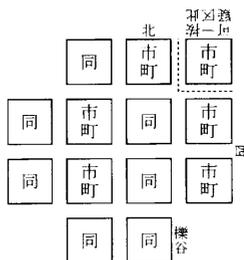
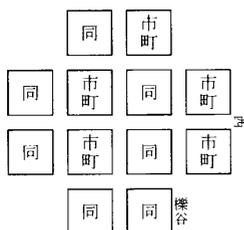


図 1-9 『大内裏図考證』 収載「市町図」の東市記載（アルファベットは筆者加筆）

A 古本拾芥抄西京市町図

C 校本拾芥抄西京市町図之見字同

D 印本拾芥抄西京市町図



F 一古図西京市町

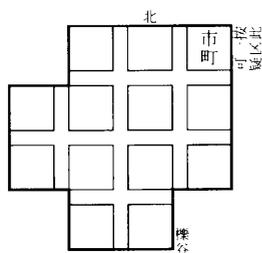


図 1-10 『大内裏図考證』 収載「市町図」の西市記載
(アルファベットは筆者加筆)

範囲に収まる(図1—5)ことから、両者とも東市に関する項目として記載されていることは間違いない。しかし、なぜわざわざ別の項目として立てられねばならなかったのか。

また「東市屋」を、あたかも一町範囲の区域であるかのように説明していることも不可解と言わざるを得ない。これについて中村修也は「市屋は市のある区域を示すのである」とするが、そう理解する根拠は示されていない。『大漢和辞典』の「屋」の意味をみる限り、動詞や接尾語としての用法を除くと、家屋等の建物やその部材(屋根や帳)を指す漢字であり、土地区画を示す用法は周代に限定される特殊な例(徴税単位)しかないのである。したがって、

「河内国丹比郡駅家院倉八宇・屋二字」（『続日本後紀』承和八年閏九月庚戌条）といった用例が示すように、屋は単体の建物を指す語とみるべきで、市屋を市場地区と解するのには無理がある。

さらに不可解なのは、『拾芥抄』関係の「東西京図」や「市町図」のなかに、左京七条二坊六町にあたるこの一町を指して「市屋」と記述する例が全くみられないことである。わずかに、「古本拾芥抄東京市町図」（図1-9・10のA）に当該地区のことを指すかのような市屋記載が認められるが、この図には同じ区域内に「内町」とも記入されており、「東市屋」と「内町（市領の小区分）」を別の項目、別の地区として説明する本文との間に矛盾をきたしてしまっている。つまり、本文が記す「東市屋」の内容に合致する付図は、『拾芥抄』諸本中に全く存在しないことになる。

他方、図面史料で市屋がどのように描かれているかをみていくと、先に問題を指摘した「古本拾芥抄東京市町図」を除けば、左京七条二坊の三町と六町にまたがって朱線か点線で長方形（もしくは楕円形）を描き、その記号の注記として「市屋」と記す図面（図1-1・2・3・6、図1-9のB・G（ただし、図1-3は「市店」と注記）と、市屋記載が全くない図（図1-7、図1-9のC・D・F）に完全に分かれる。ちなみに、市屋という文字がない「校本拾芥抄左京別図市町図」（図1-9のE）も、他の図と同じ位置に長方形記号があるので、前者の一員として分類してよからう。また、左京七条二坊三町と六町にまたがって「市屋」という文字を括弧書きで記載する故実叢書（図1-7）は、「市屋」記号を描く諸本と、左京七条二坊三〜六町の四つの町に「市町」記入がある諸本との両立を図ったものと思われる。

ならば、こうした図面史料にみえる「市屋」とは、いったい何なのであろうか。『百練抄』建仁元年九月二十九日条には「今夜市屋庁近辺小屋等焼亡」とあり、柴謙太郎はこの市屋を市司とみる。¹³この見解に対して中村は、「この史料からは市屋庁≡市司とすることはできるが、市屋≡市司ということではできない¹⁴」として市屋を市場地区のことである

とするが、漢字の意味から考えれば、市司の庁舎とみる柴説の方が自然な解釈であろう。

〔史料1―2〕『延喜式』卷四二・東西市司式市町准市裏条

凡市町准市裏本司加勘糺、随犯科責。

〔史料1―3〕『延喜式』卷四二・東西市司式居住市町条

居住市町之輩、除市籍人令進地子、即以充市司廻四面泥塗・道橋、及当堀河等造料。其用帳年終申送。

また史料1―2によると、市に関わる土地には「市裏」と「市町」という区分があったことがわかる。このうち「市町」は、史料1―3に「市町に居住するの輩、市籍人を除き地子を進らし」むとあるので、市の関係者が居住する地区ということになる。そして、「市裏」が「市の内側」を意味することや、市裏〓主、市町〓准という史料1―2の文章構造から、「市裏」とは市の本体部分を指しているとみてよいであろう。それでは、「市裏」と「市町」の具体的な区域は、どこにあたるだろうか。先の中村説は、「市屋」〓「市裏」〓市場、「市領」〓「内町三町+外町八町」〓「市町」という図式で理解するが、筆者はそう考えない。

史料1―2・3に最も近い時期に成立し、それ自身が『延喜式』の付図でもある九条家本「左京図」〔図1―1〕をみると、左京七条二坊三〓六町の四ヶ町（平安京東市の中心的なブロックと考えられてきた区域であり、『拾芥抄』本文の「市屋+内町三町」に相当）を太い墨線で囲っている。その墨線は四辺それぞれの中央で条坊街路の幅だけ途切れており、さらに南辺と北辺の線端には黒丸が打たれていることもみてとれる。この墨線については史料1―3に「四面を廻る泥塗」、衛禁律越垣及城条に「坊市垣」とある市垣〓築垣（築地塀）を、それが途切れている箇所は主要な出入口〓門の存在を示しているものと考えられる。また、南・北辺の線端に二つずつ打たれている黒丸は大門の存

在を表現していると思われる、「東市南門」という注記や、古代の土地利用に関する常識的かつオーソドックスな型からみて、なかでも南門が正門になっていたものとみられる。そして筆者は、市の内側にして本体になる「市裏」とは、四周を築垣で囲まれたこの四ヶ町全体を指した言葉であると考へる。

なお、この四ヶ町の外周に垣が設けられていたことについては、猪熊小路に「南市門」が設けられたことを根拠の一つとして、中村も指摘している。¹⁶⁾『拾芥抄』付図〔図1-6・8〕にみえる「以上南市門」という文言は、各種平安京図の条坊街路に関する朱字注記の類例（「以下町尻」「以下烏丸」「以下油小路」「以下猪隈」）からみて、「神泉苑所伝左京図」〔図1-2・3〕にみえる「以下南市門」という用語が正しく、これは、『平安京図の作法』で「以南の街路名称は『南市門』である」という意味になるので、東市に「南市門」と名付けられた門が存在したことはならない。したがって正門の名称としてふさわしいのは、九条家本「左京図」に記される「東市南門」であろう。

以上のような理解のうえで市屋記載がある図面を観察すると、その長方形記号は全て市裏四ヶ町の北部中央という市司の庁舎、なかでも主屋の場所として最も相応しい位置に描かれていることに気がつく。この点と柴説、そして「屋」の意味を総合的に考へるならば、長方形記号は市裏の北部中央に南面して建てられた市司の正殿を示す図形であり、「市屋」という文字はその記号の注記とみるのが最も自然な解釈になるだろう。

それではなぜ『拾芥抄』の撰者は、以上の理解とは異なる叙述をしたのであろうか。現実の平安京東市が歴史の彼方に消えてしまった十四世紀前半〜中頃において、過去の東市の具体的な範囲を考へるよすがは、もはや九条家本「左右京図」のような平安京図しか存在しなかったと思われる。つまり『拾芥抄』の撰者は、平安京図あるいはそれに類したものを参照しながら、東市に関する文章をまとめたであろうと想像される。そうした目で図面史料を再度観察

してみると、長方形記号に「市屋」と注記する図面の全てが、左京七条二坊六町にあたるブロックに市屋の文字を記入していることに気づく。とくに、『拾芥抄』が編纂されたのと同じ十四世紀頃に書写された九条家本「左京図」や、『拾芥抄』原本付図に近いと考えられる尊経閣文庫所蔵本『拾芥抄』付図「東京図」が、いずれもこうした記載になっていることは注目に値する。すなわち撰者は、こうした記号と注記の意味を理解できず、左京七条二坊六町＝市屋であると誤解して、史料1-1のような文章を作成してしまったのではなからうか。「東市屋」と「市領」を別々の項目としたことも、こうした市屋に対する誤解から生じている可能性が高い。

以上のように、『拾芥抄』本文に十四世紀の編纂であるがゆえの事実誤認という問題が含まれているとみるならば、その内容を平安時代の東西市の復原に用いることは避けるべきであろう。とくに、『拾芥抄』本文と『大内裏図考証』所収「校本拾芥抄左京別図市町図」にしかみえない「市領」「内町」といった用語やその説明に関しては、よほど慎重に取り扱う必要がある。例えば他の図面史料にもみえる「外町」は、「市裏の外の町」という意味で使われるようになった用語と理解される。『拾芥抄』本文等が、この外町に対してさらに「内町」があるとしたのは明らかに机上の考証結果であり、平安京図に記された外町の意味を誤解した結果であろう。要するに、平安京東西市に「内町」など存在しなかったのである。

さて、ここまで長々と『拾芥抄』本文の史料批判を行ってきたわけであるが、その過程で既に触れてきたように、『拾芥抄』由来の東市関係図はバリエーションの幅が大きい。とはいえ、尊経閣文庫所蔵本における東市の描写〔図1-6〕が、九条家本「左京図」や「神泉苑所伝左京図」のそれによく似ていることは注目に値する。

尊経閣文庫本は、神龍院梵隣が天正十六(一五八八)九年(一五八八)に(1)山科言継本を書写したものであるが、その際、⁽¹⁷⁾
 (2)唯神院(卜部兼右) 自筆本、(3)清家之秘本、(4)徳大寺実淳所蔵本を用いて綿密に書写・校合を行ったという。この

うち(2)唯神院自筆本は現在の天理大学附属天理図書館本にあたり、平安京図を収載する第二冊は天文十七年(一五四九)に書写したもので、完全な形で平安京図が残る最古の現存写本となる(これよりも書写年代が遡る東京大学史料編纂所本は平安京図の一部に脱簡があり、京都大学附属図書館本は平安京図を含む大半の図面が失われている。加えて史料編纂所本の京図断簡は、図の内容や描画形式が他の写本とは明らかに異なっており、『拾芥抄』の写本であるという見方にさえ違和感を覚える)。また、(3)清家之秘本は現京都大学附属図書館(清家文庫)本とみられ、平安京図が本来存在した第二冊は永正七年(一一一〇)の書写。そして、尊経閣文庫本奥書によると、(4)徳大寺実淳所蔵本を明応元年(一四九二)に甘露寺親長が書写し、それを享祿三年(一五三〇)から元龜三年(一五七二)にかけて書写したのが(1)山科言繼本という関係になる。つまり尊経閣文庫本は、十五世紀後半〜十六世紀後半の諸本を用いて製作されたものであり、平安京図に関するかぎり現状で望みうる最良の校訂本といえることができる。実際、尊経閣文庫本の図面類は天理図書館本のものにほぼ一致し⁽¹⁸⁾、なかでも東西市とその周辺に関する両者の記載は完全に一致する(ちなみに、室町後期の写本とみられる大東急記念文庫所蔵本『拾芥抄』「東西京図」における東西市の描画も、尊経閣文庫本や天理図書館本と一致する)。

このように尊経閣文庫本や天理図書館本、あるいは大東急記念文庫本といった十六世紀までに書写された『拾芥抄』古写本の付図が同じ東西市記載を有し、かつ九条家本「左京図」に近い描画内容であるという事実は、既に失われた『拾芥抄』原本付図が古写本類と同様な図であった可能性を示している。そして『拾芥抄』の撰者が洞院公賢であり、その撰述が十四世紀前半〜中頃であるとする⁽¹⁹⁾と、撰述時期が九条家本「左右京図」の書写時期に重なるので、原本「東西京図」が、九条家本と同種の平安京図を参考に作成された可能性は十分に考えられるだろう。

それでは、『拾芥抄』の諸本にバリエーション豊かな各種図面が存在するのは何故であろうか。これに関して筆者

は、写本や版本を作る際に転記ミスが発生したり、机上の考証で改変や追記がなされたりしていった結果と考える。例えば、校本に「市堂」が書き加えられた〔図1―7、図1―9のC〕のは、近世考証学の「成果」〔図1―9のF、図1―13〕を取り入れたものであり、平安期における「市堂」の存在を史実とみることはできない。¹⁹そもそも『拾芥抄』古写本の東市描画が一致するのに、十七世紀以降に作られた校本や印本に多様性が認められること自体、こうしたバリエーションが江戸期になってから発生したことを示している。

また、『拾芥抄』本文の勘違いが平安京図の読解ミスから生じたように、写本等の作成に使用した底本や対校本の内容理解に誤りが発生し、その誤情報がさらに伝染していくという事態も起こったと思われる。その典型例が、市裏該当区域を「市町」とする記述と、その拡大である。既述したように、史料1―2・3には「市裏」と「市町」という土地区分がみえ、また九条家本「左京図」などの図面史料にみえる「外町」とは「市裏の外の町」を意味するとみられる。こうした点を整合的に解釈するならば、式文にみえる「市町」は平安京図の「外町」にあたるとみてよいだろう。²⁰

その一方で『拾芥抄』の付図には、西市の市裏に当たる区域に「市町」「同」といった記載がみられる。これは尊経閣文庫本〔図1―6〕等の古写本もそうなっており、原本の段階で既にこのような記載になっていた可能性が強い。しかし、こうした『拾芥抄』『西京図』の記載は、後述するように机上の考証結果に過ぎず、とうてい事実とすることはできない。それでも当初は西市に限られていたのであるが、校本や印本の段階〔図1―9・10のC・D〕になると東市の記載に飛び火し、ついには故実叢書の付図〔図1―8〕に採用されるに至っている。

こうした現象の発生源の一つになった西市に関する『拾芥抄』付図のバリエーションはおおよそ三種類で、東市に比べて実は極端に少ない。しかも、そのほとんどが西市とその外町に該当する区域に「市町」「同」と記すだけの単純

な記載になっている。このような東市記載と対照的な様相は、『拾芥抄』原本付図の作成時、西市の「市屋」や「市領」にあたりと撰者が考証したブロックに「市町」「同」と機械的に書き込んでいったことに起因する可能性がすごく高い。実はこうした機械的な記述は西市に限った話ではなく、『拾芥抄』の「西京図」には、同じ名前の邸宅や町、そして「同」記載がやたらと目立つのである。こうした機械的な記述が後世のものと考えられるのは、これらの記事が宮城側⇨北を頭とする文字で記されていることから傍証される。『拾芥抄』「西京図」中でも、九条家本「右京図」と共通する「忠能朝臣宅」のような記述、すなわち古層に属すると考えられる記事は、おそらくは卷子本の書き方を踏襲したためであろう、朱雀大路側⇨東を頭として記されているのである。

一方、先に述べたように、九条家本「右京図」や「神泉苑所伝右京図」には邸宅や市に関する文字や記号の記載がほとんどなく、白紙とたいして変わりが無い情報量であるといっても過言ではない。また、『拾芥抄』系統の現存写本としては最古のものになる史料編纂所本（紙背文書との関係等から、南北朝初期の書写と推定される²¹）の場合は、一〇四条部分の脱簡がある左京図の直後に本文が記されており、「右京図」が当初から存在しなかったと判断される。こうした各種平安京図の様相を想起するならば、右京に関する具体的な情報の多くは、『拾芥抄』が撰述された十四世紀段階には既に失われていた可能性が強いと考えざるを得ない。

すなわち、『拾芥抄』原本付図の参照元になった図面史料には、九条家本「右京図」と同様に、西市について何も記されていないかかったと考えられるのである。にもかかわらず、原本撰述時に誤解を含む机上の知識や考証で「市町」や「同」といった記入がなされ、それを修正する情報がないまま写し続けられた。そして、一部の本で誤写が生じたり〔図1-7・8、図1-10のC〕、東市と左右対称になる図が機械的に作られたりして〔図1-10のA〕、西市関係図に関する若干のバリエーションが生まれたのであろう。

以上の検討により、『拾芥抄』付図「東西京図」については、九条家本「左京図」に似た記載を有する尊経閣文庫所蔵本等古写本の図が原本に近く、その古写本類にしても「西京図」とその西市記載に関しては信頼性が低いことが判明したものと思われる。また、東市に関する『拾芥抄』本文の内容や、諸本の付図に認められる東西市記載のバリエーションは、机上の考証やそのミス等によって生じたものであり、現実には存在した平安京や東西市を論ずる素材になり得ないと考えられる。

四 近世の考証図

平安京の東市に関しては、正応五年（一二九二）以前のものと称する図面史料が二種類存在する。その一つが、考証学者栗原信充が著した随筆『柳庵雑筆』（弘化二年（一八四五）刊）に収載されている⑤「東西市酈舎図」（図1-11）で、図名に「嵯峨芹川氏蔵」と付記されている。

また、⑥「東市町正応五年前図」（図1-12）は、林屋辰三郎が中公新書の『町衆 京都における「市民」形成史』に写真を、同書の文庫に翻刻図を掲載したものである。そして図中の注記に「市町用者筆者嵯峨芹川氏蔵而正応五年前図也」とあって、やはり「嵯峨芹川氏蔵」になる正応五年以前の図を用いたものであるとされている。

これらの図は、一見してわかるように記載される情報量が非常に多く、正応五年以前という触れ込みが正しければ、誠にもって貴重な史料というほかない。ところが、これらの図やそれを掲載する書物はいずれも江戸期のものであり、この種の図が有する独自の情報は「東西市酈舎図」以前の史料では全く確認がとれない。『柳庵雑筆』は、「東西市酈舎図」の「裏に大宮院御葬の事を記」すので、この図が「正応五年より前に書し」たものとするが、図の方を一次文

書と判断した根拠が示されていない。このため、表裏の先後関係が逆だった場合には「正応五年以後に描かれた図」になつてしまふ。また仮に表裏の関係が正しかったとしても、「大宮院御葬の事」は後世でも書き入れることができるので、正応五年に書されたものと判断するためには記載内容だけでなく、料紙や書式などを総合的に検討する必要がある。しかし、そうした綿密な検証が行われた様子は窺えないので、上記の年代判定を鵜呑みにすることはとうていできない⁽²³⁾。結局のところ、これらの図に関しては、その記載内容から信頼性を判断するほかにないということになる。

それではその記載をみていくと、どのようなことが判明するであろうか。まず「東西市酈舎図」であるが、(1)市裏と外町を一体のものとして扱うという間違いを犯しながら、(2)その内部を市司・市舎および唐物・五畿七道別の「屋」に区分した詳細な構造を描くという相矛盾した内容を持つうえに、(3)その典拠や祖本が全くもって不明という不可解きわまりない代物であるといわざるを得ない。したがって、(3)の典拠の問題をクリアできないかぎり、とてもこの信を置くことはできない。そして、こうした怪しげな状況や、「東西市酈舎図」以前に同種の図が確認できないことから考えると、この図は近世の考証学者による「研究成果」であり、我々が平安京東西市を研究するための史料として扱うことはできないとみるのが妥当であろう。

また「東市町正応五年前図」は、図中の注記から「東西市酈舎図」を用いて作成していることが明らかである。上記の検討からすれば既にこれだけで十分に問題なのであるが、この図に関しては「東西市酈舎図」に由来する記載を除外すると、「京の水」の付図として寛政二年（一七九〇）に作られ、翌三年に京土産として独自に出版された平安京考証図『花洛往古図』（図1—13）とほぼ同内容になることも問題となる。

例えば、市姫大明神社と稲荷社の建物を絵で描く点や、塩小路に「（今）き津やばし」と注記することが完全に一致するのは、とても偶然とは思われない。また、「市堂空也上人開基」「石塔婆空也上人建ル」といった記述をはじめと

して、各町に記された邸宅や堂の名称・説明がことごとく共通する。そして、林屋が紹介している「東市町正応五年前図」の範囲に関するかぎり、『花洛往古図』にも「東西市酈舎図」にもみえない独自の記述は、先にみた「市町用者」云々という文章と、「綾小路恐塩小路誤」という考勘文、そして外町地区への「市町」記入だけとなる。

面白いのは、市姫大明神・市堂・石塔婆がある三つの町に位置する「西海道(ヤ)」「唐物ノ屋」「市司」「山陰道(屋)」などの文字がブロック外に突き出される形で記されていることである。なかでも「山陰道(屋)」にいたっては、途中で直角に曲がる記述を読まねばならず、何とも珍妙な記載になってしまっている。こうした現象は明らかに、二つの図を無理矢理合成したことを示しているよう。要するに「東市町正応五年前図」とは、『花洛往古図』をベースマップにして、「東西市酈舎図」の内容を追記する形で制作されたものなのである。

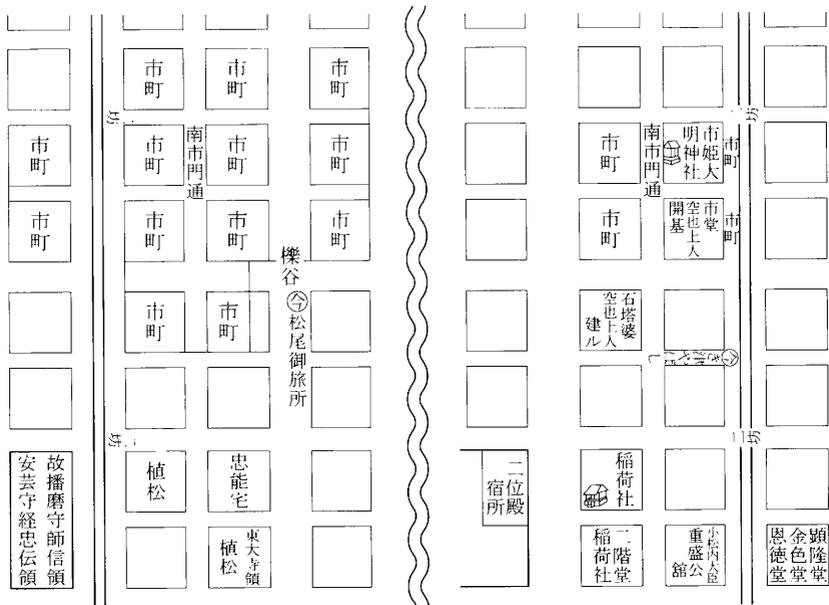


図 1-13 『花洛往古図』の東西市記載

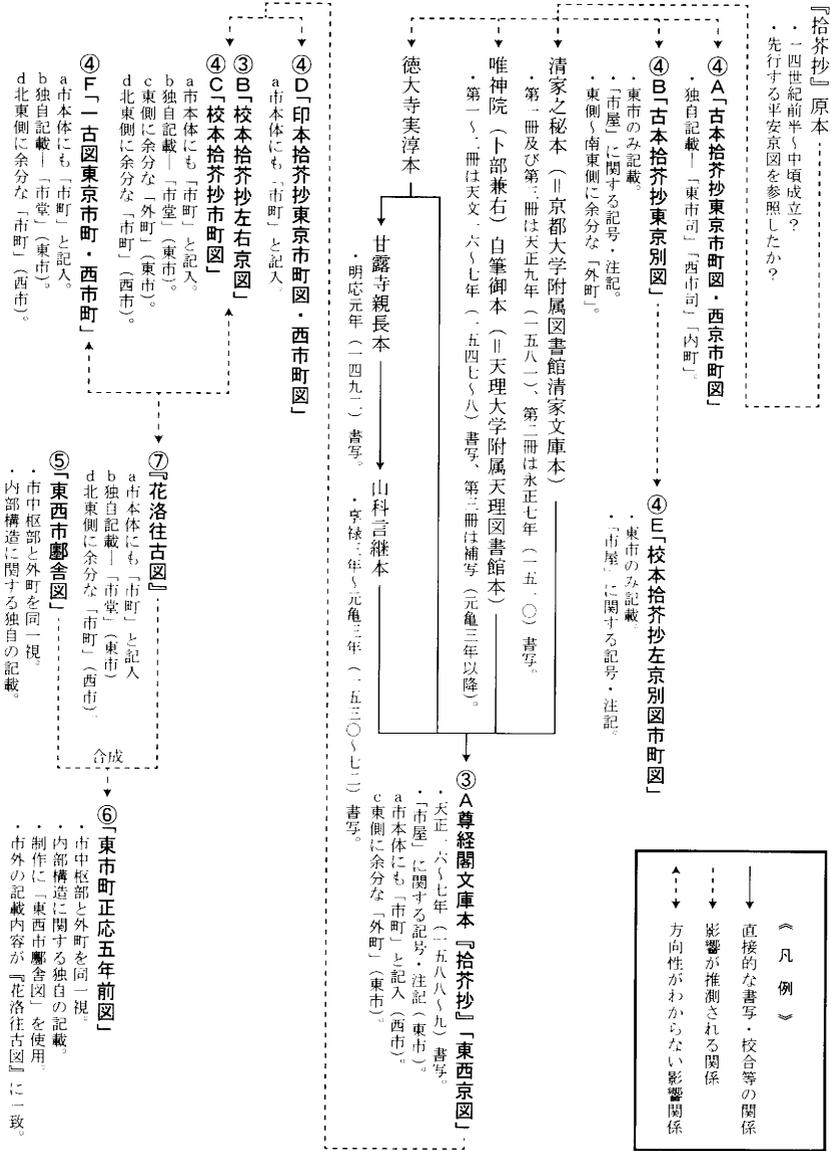


図 1-14 平安京東西市に関する図面史料の相互関係②

こうした経緯から、「東市町正応五年前図」の作成年代は、『花洛往古図』が最初に出版された寛政二年⁽²⁴⁾よりも後と
いうことが判明する。また「東西市鄣舎図」は、『柳庵雑筆』が刊行された一八四五年以前から存在したことになる
が、その上限は不明となる。これは残された問題ということになるが、逆にいえば上限年代さえ明らかにならない状
況では、とうてい採用することができない内容の図ともいえる。

他方、『花洛往古図』の「西市町」には、校本『拾芥抄』（図1-7、図1-10のC）と同様に北東側に余計な「市
町」記載がある。また、先にみたように校本『拾芥抄』の東市（図1-7、図1-9のC）には、『花洛往古図』や由
来不明の「東市町一古図」（図1-9のF）にみえる「市堂」が記入されている。こうした事実は、近世考証学と校
本『拾芥抄』との間で誤情報のキャッチボールが行われたことを示している。

以上の検討に基づいて、『拾芥抄』と『大内裏図考證』、および近世考証図各種の影響関係をまとめてみると図1-
14のようになる。

むすびにかえて—東西市復原に活用しうる図面史料—

平城京や平安京における東西市の空間構造解明に取り組んだものとして中村による研究がある。⁽²⁵⁾この一連の研究に
は、市裏と外町の区別や、中国の市との間に見られる構造の共通性といった注目すべき指摘が多い。しかし同時に、
初出から三〇年前後経過した現在の視角からすると様々な問題点も見出され、その多くは使用する史料の吟味が行わ
れていないことに起因するものと思われる。空間構造の検討のために、例えば『拾芥抄』本文や故実叢書所収『拾芥
抄』付図「東西京図」、『大内裏図考證』収載の各種「市町図」、「東市町正応五年前図」等を用いているが、これらの

史料を実際に存在した東西市の復原に利用することができないのは、ここまで縷々述べてきたとおりである（ただし、筆者がこうした図面史料の問題点に気づくことができたのは、影印集成本の出版やインターネットの普及により、近年、九条家本「左右京図」や『拾芥抄』各種写本の写真を閲覧したり、相互に比較したりすることが行いやすくなったという要因が大きい）。

平安京東西市に関する図面には多種多様なものがあるが、①九条家本『延喜式』付図「左右京図」が書写年代、内容の成立年代、いずれの尺度からみても現存最古の史料とすることができる。また、②「神泉苑所伝左右京図」はその九条家本系統の写本とみられるが、対校によって九条家本に修正を加える程の情報は有していない。他方、③『拾芥抄』原本の付図「東西京図」の内容は尊経閣文庫本等古写本類の記載と同様なものと思われるが、やはり九条家本「左右京図」の内容を塗り替えるような情報は認められない（若干の相違はあるが、あえて尊経閣文庫本を採るべき根拠は見出せない）。そして、その他『拾芥抄』付図のバリエーションは『大内裏図考證』収載のものも含めて机上の改変によるものに過ぎず、「東西市酈舎図」や「東市町正応五年前図」に至っては論外と言わざるを得ない。以上の状況を鑑みれば、平安京東西市の構造を考察するための図面史料としては、現状では九条家本「左右京図」が唯一無二の史料ということになる。また、その九条家本「左右京図」には西市の記載がないので、西市復原に直接用いることができる図面史料は皆無ということになる。

その九条家本「左右京図」にしても、十四世紀の書写で、祖本の成立も十二世紀中頃までしか遡れないので、その利用に疑問を持つ向きもある。筆者としては、年代を確実に押さえられる邸宅名の記載のなかに十一世紀代に遡るものがあること²⁶や、発掘成果との整合性²⁷の点から、九条家本「左右京図」の活用はぎりぎりストライクゾーンに入るとみるが、その他の図面史料の情報を加味することは完全なボール球になってしまうとも考える。したがって、『拾芥

抄』各種付図や『大内裏図考證』収載の各種「市町図」の相違点を利用して、東西市やその外町の変遷過程を考察するといった研究方法を採ることもできないであろう。

また既述したように、東市に関する『拾芥抄』本文の説明には事実誤認があり、復原研究に用いることができない。したがって、これまで東西市に関わると考えられてきた諸要素—例えば「内町」「市堂」「市姫神社」「石塔婆」等々に関しても、その実在性を、平安末期頃—十二世紀代までの史料で検証する必要があるものと考えられる。

註

- (1) 市大樹『飛鳥の木簡—古代史の新たな解明』(中央公論新社、二〇一二年)。
- (2) 田中稔「京図について—九条家本延喜式卷第四十二所収を中心として—」(『田山方南先生華甲記念論文集』所収、田山方南先生華甲記念会、一九六三年、のち『中世史料論考』所収、吉川弘文館、一九九三年)。
- (3) 鹿内浩胤「九条家本『延喜式』覚書」(『書陵部紀要』五二、二〇〇一年)。また、「南北朝時代」の書写とする論考には、文化庁文化財保護部「新指定の文化財」(『月刊文化財』二二三、一九八一年)、財津永次「延喜式(九條家本)」(『国宝大事典』三(書跡・典籍)、講談社、一九八六年)、西牟田崇生「『延喜式神名帳』諸本の研究」(『延喜式神名帳の研究』所収、国書刊行会、一九九六年)、安達直哉「延喜式(九条家本)」(『週刊朝日百科日本の国宝』〇四四、朝日新聞社、一九九七年)などがある。
- (4) 金田章裕「平安京左・右京図について」(金田章裕編『平安京—京都都市図と都市構造』所収、京都大学学術出版会、二〇〇七年)。
- (5) 桃裕行「延喜式附図に就て」(『歴史地理』七五—二、一九四〇年、のち『桃裕行著作集』五(古記録の研究・下)所収、思文閣出版、一九八九年)。
- (6) 前掲註(3)鹿内論文。
- (7) 水田紀久編『若竹集 創業期出版記録』(佐々木竹苞楼、一九七五年)。
- (8) 吉沢義則「藤貞幹に就いて」(『藝文』二二—八—二二、一九二二年、のち『国語説鈴』所収、立命館出版部、一九三二年)。なお「師伝」(『所伝』)という誤字は、おそらく

論文刊行時の誤植であろう。

(9) 日野龍夫「偽証と古代学」(『文学』一九七五年一〇月号、のち「偽証と仮託—古代学者の遊び—」と改題し、『江戸人とユートピア』、朝日選書・一九七七年、および岩波現代文庫・二〇〇四年に再録)。

(10) なお、こうした頭注等の指摘以外にも、国史大系本にみえず、九条家本および橋本本・大東急記念文庫本「神泉苑所伝図」にある文言として、①東西条の傍注「或云、除大路小路分定残十六町」、②朱雀路条の「朱雀大路広二十八丈」、③宮城東西大路条の「自宮城垣半至湊外畔^町三丈八尺 自傍町垣半至溝外畔^町一丈二尺」(ただし意味不明なので衍字か)が認められる。また、頭注で「各、九本无、恐衍」とされたものは、九条家本・橋本本・大東急記念文庫本三者ともに記載があった。

(11) 橋本義彦・菊池紳一「尊経閣文庫所蔵『拾芥抄』解説」(『尊経閣善本影印集成第17冊拾芥抄』八木書店、一九九七年)。

(12) 中村修也「日本古代の市の構造について—市人・市籍人を中心として—」(『史境』一五、一九八七年、のち「市人・市籍人と市の構造」と改題して『日本古代商業史の研究』所収、思文閣出版、二〇〇五年に再録)。なお岸俊男「日本の宮都と中国の都城」(上田正昭編『日本古代文化の

探究・都城』所収、社会思想社、一九七六年)も、おそらく『拾芥抄』本文の記述にしたがって、「四町のうち一町が市屋で、三町を内町と称し、…本体は市屋・内町の方形の四町であろう」とする。ただし、岸は市屋や内町の内容には言及していない。

(13) 柴謙太郎「平安京の市に関する一考察(一)」(『歴史地理』四八一—、一九二六年)。

(14) 前掲註(12) 中村論文の註36。

(15) 前掲註(12) 岸論文。

(16) 中村修也「絵巻にみる市の景観—『一遍聖絵』を中心として—」(『古代文化』四六一—三、一九九四年、のち「東西市の空間構造と景観」と改題して『日本古代商業史の研究』思文閣出版、二〇〇五年に再録)。

(17) 前掲註(11)。

(18) 前掲註(11)。

(19) 中村太一「平安京東西市の空間構造(下)—東市の構造とその要素—」(『国史学』二二五、二〇一八年六月刊行予定)。

(20) なお、市町^{II}外町であるとなると、同時代の法制史料である『延喜式』が用いる「市町」という語を採用すべきところであるが、「市裏」に相当する地区に「市町」の語を使っている史料や先行研究があつて紛らわしいので、本稿

では主に「外町」を使用する。

(21) 吉田早苗「解説・拾芥抄」(『平安鎌倉記録典籍集(東
京大学史料編纂所影印叢書2)』所収、八木書店、二〇〇七
年)。

(22) 林屋辰三郎『町衆 京都における「市民」形成史』(中
公新書、一九六四年、および中公文庫、一九九〇年)。な
お、写真は京都市歴史資料館が保管しているようだが、原
本所蔵者に関しては判明しなかった。

(23) 藪田嘉一郎「芹川本東西市図について」『平安京東西
と安衆坊西洞院の遊里』補訂(『古代文化』二二一八、
一九六九年)。この「東西市酈舎図」について藪田は、「こ
の図には些か不安なき能わぬものがある。というのは、
この図が内外町を一体として畿内七道諸国太宰府の物産に
よって区分せられ、あまりにも整然と図せられ、その整然
さがどうも現実離れしているように感ぜられてならないか
らである。恐らくこの図は王朝の旧制を憧憬する者が理想
と現実を交錯させて描いたものでなからうか」とする。

(24) 『花洛往古図』について、『平安通志』(卷之八)は「森
謹齋製する所七図の一、今写本を以て存す」と記す。これ
が正しいならば、森謹齋(森幸安)は元禄十四年(一七〇
一)の生まれなので、『花洛往古図』の原図や、それに基づ
いた「東市町正応五年前図」の作成年代は寛政二年(一七

九〇)より遡る可能性も出てくる。

(25) 中村修也『日本古代商業史の研究』(思文閣出版、二〇
〇五年)。

(26) 前掲註(2)。

(27) 前掲註(19)。